

## MHM Asian Legal Insights

第 153 号 (2023 年 7 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. ベトナム : [サイバーセキュリティ分野の違反に対する行政処分に関する政令案の公表](#)
2. インド : [ファストトラック組織再編手続の概要と近時の改正](#)
3. シンガポール : [①：外国会社の株主名簿等の登録義務の一部免除](#)  
[②：業務委託先によるデータ漏洩に基づき委託者に罰則が科された事例](#)
4. タイ : [証券取引委員会によるデジタル資産 \(Digital Asset\) のステーキング・サービスに関する規制の改正](#)
5. ミャンマー : [①：ミャンマーに対する経済制裁等の動向アップデート～米国による追加制裁の発表](#)  
[②：倒産法の運用開始に向けたアップデート～倒産実務家監督評議会による各種委員会の設置](#)

今月のコラム [—4 年ぶりの J-Asia Cup ジャカルタ開催—](#)

### はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 153 号 (2023 年 7 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

#### 1. ベトナム：サイバーセキュリティ分野の違反に対する行政処分に関する政令案の公表

ベトナムでは、2023 年 5 月、サイバーセキュリティ分野の違反に対する行政処分に関する政令案（「本政令案」）の第 3 次草案がパブリックコメント募集のために公表されました。

本レター第 151 号（2023 年 5 月号）でお伝えしたとおり、ベトナムでは、本年 7 月 1 日より個人情報保護に関する政令（Decree No.13/2023/ND-CP on Personal Data

## MHM Asian Legal Insights

Protection : 「PDPD」) が施行されているものの、PDPD への違反に対する罰則はいまだ整備されていません。このような中、本政令案は（サイバーセキュリティ分野における他の規制違反に対する罰則に加えて）PDPD の違反に対する罰則を規定するものとして注目されます。

なお、本政令案上、サイバーセキュリティ分野の違反に対する行政処分に関する政令は本年 12 月 1 日に施行されることが予定されておりますが、ベトナムにおいては施行時期が予定よりも遅れる可能性もあるため、実際の施行時期についても注視する必要があります。

### **(1) 一部の違反行為に対する高額な罰金**

本政令案は、PDPD に対する個々の違反行為に対して、主たる罰則として罰金処分を規定し、これに加えて（場合により）追加制裁及び是正措置を規定する建付けとなっています。例えば、PDPD で求められる個人情報処理影響評価や個人情報移転影響評価に関する義務を怠った場合には、1 億 6,000 万ベトナムドン～2 億ベトナムドン（約 94 万円～120 万円）の罰金処分が規定されています。

また、以下の違反行為に対する罰金処分は、最大で違反者のベトナムにおける前会計年度の総収入の 5% と高額に設定されています。なお、(c)(d)については、文言上、必ずしもそれぞれ個人情報処理影響評価ないし個人情報移転影響評価の違反に関連した個人情報の漏えい等に限定されておらず（すなわち、およそ一般に個人情報の漏えい等が生じた場合の罰金処分と解釈される余地も否定できず）、今後の修正過程で明確化されることが期待されます。

- (a) マーケティング・広告目的での個人情報の利用に関する規制に 2 回以上違反した場合
- (b) 個人情報の違法な収集・提供・売買等に関する規制に 2 回以上違反した場合
- (c) （個人情報処理影響評価に関する義務に違反して）500 万人以上のベトナム人の個人情報を漏えい又は紛失した場合
- (d) （個人情報移転影響評価に関する義務に違反して）500 万人以上のベトナム人の個人情報を漏えい、紛失又は海外に移転した場合

### **(2) 追加制裁及び是正措置**

上記のとおり、本政令案は、PDPD に対する個々の違反行為に対して、（場合により）追加制裁及び是正措置を規定しているところ、個人情報の処理に関する同意取得義務をはじめとする PDPD 上の多くの規定に関して、（具体的な違反行為の内容に応じて）大要以下の追加制裁及び是正措置の全部又は一部が規定されています。

## MHM Asian Legal Insights

## (a) 追加制裁

- ① 個人情報の収集を必要とする事業内容に関するビジネスライセンスの1か月から3か月の期間にわたる使用停止
- ② 個人情報を処理するために必要な機器・手段の没収

## (b) 是正措置

- ① PDPD 上の義務の実施強制
- ② 1か月から3か月の期間にわたる個人情報の処理の強制停止
- ③ 個人情報の破棄又は削除
- ④ 違反行為によって得た不正な利益の返還
- ⑤ 違反行為に対するマスメディア等における公の謝罪

本政令案ははまだドラフト段階であり、今後大きく内容が修正される可能性があるものの、PDPD の執行に対するベトナム政府の積極的な態度を伺わせるものと考えられ、適用ある企業においては、今後の罰則に関する議論を注視しつつ PDPD への対応を進めていくことが肝要といえます。

(ご参考)

本レター第 151 号 (2023 年 5 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00067554/20230522-013702.pdf>

弁護士 江口 拓哉  
☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン)  
☎ 03-5223-7745 (東京)  
✉ [takuya.eguchi@mhm-global.com](mailto:takuya.eguchi@mhm-global.com)

弁護士 武川 丈士  
☎ +84-24-3267-4101 (ハノイ)  
✉ [takeshi.mukawa@mhm-global.com](mailto:takeshi.mukawa@mhm-global.com)

弁護士 真鍋 佳奈  
☎ +84-28-3622-1632 (ホーチミン)  
✉ [kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)

弁護士 岸 寛樹  
☎ +84-24-3267-4102 (ハノイ)  
✉ [hiroki.kishi@mhm-global.com](mailto:hiroki.kishi@mhm-global.com)

弁護士 西尾 賢司  
☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)  
✉ [kenji.nishio@mhm-global.com](mailto:kenji.nishio@mhm-global.com)

弁護士 加藤 史矩  
☎ +84-28-3622-2614 (ホーチミン)  
✉ [fuminori.kato@mhm-global.com](mailto:fuminori.kato@mhm-global.com)

弁護士 大西 敦子  
☎ +84-24-3267-4107 (ハノイ)  
✉ [atsuko.onishi@mhm-global.com](mailto:atsuko.onishi@mhm-global.com)

## 2. インド：ファストトラック組織再編手続の概要と近時の改正

インドにおいて、合併 (amalgamation) や会社分割 (demerger) といった組織再編を行う場合、国家会社法審判所 (National Company Law Tribunal) による認可を得なければなりません。具体的には、これらの組織再編 (Scheme of Arrangement: 「SOA」) に際して、まず SOA の当事者間で当該組織再編の内容を記載した文書を作成し、両当

## MHM Asian Legal Insights

事者の取締役会において承認を受けた上で、それを国家会社法審判所に提出します。国家会社法審判所からの認可を得るためには、両当事者において株主総会及び債権者集会の招集を申立てた上で国家会社法審判所によって当該株主総会及び債権者集会の招集がなされ、その上で、当該株主総会において株式価値の4分の3以上を構成する株式を保有する株主の承認を、また、当該債権者集会において債権額の4分の3以上を構成する債権者の承認をそれぞれ得る必要があります。その後、両当事者が、国家会社法審判所による認可を得た上で、当該認可を登記することにより、当該組織再編に関する手続が完了することとなります。

一方で、インド会社法は、以下の一定の要件を満たす組織再編については、上記の国家会社法審判所による認可を必要とせずに手続を完了させる簡便な手段も規定しています。

- (a) 2社以上の小規模な企業間（払込資本金額が4,000万インドルピー（約6,800万円）を超えず、かつ、直近の会計年度の売上高が4億インドルピー（約6億8,000万円）を超えない企業間）の組織再編
- (b) 2社以上のスタートアップ企業（別途会社法規則において定義されます。）間の組織再編
- (c) 持ち株会社とその完全子会社間等における組織再編

このファストトラック組織再編手続では、両当事者の取締役会において SOA が承認された後、株主総会において議決権の10分の9以上を保有する株主の承認、そして、債権者集会において債権額の10分の9以上を構成する債権者の承認を得ることが求められますが、これらは国家会社法審判所が主導せずに当事者となる会社が主導して開催します。その後、株主及び債権者の承認を得た SOA は、中央政府、会社登記局及び清算人（組織再編の局面では、中央政府によって任命され、中央政府による SOA の判断に先んじて SOA の内容について検討を行う立場となります。）に提出されます。そして、会社登記局及び清算人から当該 SOA について何らの異議や提案がなされない場合、又は、会社登記局及び清算人から異議や提案がなされたものの中央政府が当該 SOA は公共の利益若しくは債権者の利益に資すると判断した場合には、中央政府は当該 SOA を承認する命令を出すこととなります。他方、会社登記局及び清算人から当該 SOA に対して異議や提案がなされた上に、中央政府が当該 SOA は公共の利益又は債権者の利益に資するものではないと判断した場合、中央政府は異議や意見を付し、国家会社法審判所に検討を求める申立書を国家会社法審判所宛に提出することとなります。

従前、上記の会社登記局、清算人、中央政府による検討には期限が設定されていなかったことから、時間を要し、手続の迅速性が阻害される可能性があったことが、ファストトラック組織再編手続の利用が進まなかった要因の一つとされてきました。

そこで、2023年5月15日、会社登記局、清算人、中央政府による検討に期限を設定

## MHM Asian Legal Insights

することによってファストトラック組織再編手続の迅速化を図る会社法規則の改正が行われ、同年6月15日に発効しました。具体的には、会社登記局や清算人がSOAについて判断する期間が「SOAの提出から30日以内」とされ、中央政府が会社登記局や清算人の異議や意見も踏まえた上でSOAについて判断する期間が「SOAの提出から60日以内」とされ、後者については、当該期間内に中央政府が判断しない場合は、中央政府は当該SOAに異議がないものとみなされ、SOAを承認する命令を出さなければならないこととされる規定が置かれました。

以上のように、今般の会社法規則の改正により、会社登記局、清算人、中央政府による検討の迅速化、ひいては、ファストトラック組織再編手続の迅速化が企図されました。この改正により、ファストトラック組織再編手続の使い勝手が向上し、同手続がより利用されるようになるか、今後の手続の運営を注視していく必要があります。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824 (東京)

✉ [yohei.koyama@mhm-global.com](mailto:yohei.koyama@mhm-global.com)

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405 (大阪)

✉ [yoshinori.usui@mhm-global.com](mailto:yoshinori.usui@mhm-global.com)

### 3. シンガポール

#### ①：外国会社の株主名簿等の登録義務の一部免除

本レター第139号(2022年6月号)で紹介したとおり、シンガポールでは、2022年の会社法の改正により、外国会社であっても、ACRA登録義務のある外国会社は、原則として株主の情報に変更があつてから30日以内に株主名簿(Register of Members)を修正することや、ノミニー株主名簿(Register of Nominee Shareholders)や実質的支配者名簿(Register of Registrable Controllers)を整備することが求められています。シンガポールに拠点を置かない日本の会社にはこれらの対応が一定の負担になっていましたが、外国会社について、2023年6月28日から、シンガポール国外で上場している等の一定の要件を満たした場合には、株主名簿、ノミニー株主名簿及び実質的支配者名簿の整備義務が免除されることとなりました。以下この免除の概要についてご紹介します。

##### (1) 株主名簿の整備の免除

上述のとおり、シンガポール会社法上、外国会社であってもACRAに登録する義務がある外国会社は、原則としてシンガポールにおいて株主名簿を整備することが義務とされています。しかし、2023年6月28日以降、外国会社がシンガポール以外の国・地域で上場しており、かつ一定の要件を満たす場合には、株主名簿の整備義務が

## MHM Asian Legal Insights

免除されることとなりました。この免除を受けるための要件の詳細は、新たに制定された規則に記載されています（[Companies \(Listed Foreign Companies — Exemption from Section 379\) Regulations 2023](#)）。

もっとも、この免除を受ける外国会社（外国の上場会社）は、関係当局から要請を受けた場合には、①過去7年に株主であった者の氏名及び住所、②これらの者が株主となった日、及び③これらの者が株主でなくなった日の各情報を、原則として要請を受けた日から14日以内に提供しなければならないとされています。そのため、免除を受ける場合でも、上記のような株主に関する基本的な情報は適時に提供できるよう整理・準備しておく必要があります。

### **(2) ノミニー株主名簿及び実質的支配者名簿の整備の免除**

第三者のために株式を保有する者を「ノミニー株主」といい、当該第三者のことを「ノミネーター」といいます。本レター第139号（2022年6月号）でも紹介したとおり、外国会社であっても、このノミニー株主及びノミネーターに関する情報をノミニー株主名簿に記録することが求められています。また同じく、外国会社は、実質的支配者に関する情報についても実質的支配者名簿に記録することが求められています。

これらの外国会社のノミニー株主名簿及び実質的支配者名簿の整備の義務については、従来より、①シンガポールの金融機関（financial institution）である外国会社、②シンガポールの金融機関である外国会社の完全子会社である外国会社、又は③シンガポール以外の国・地域で上場している会社で一定の要件を満たす外国会社は免除されていました。これに加え、2023年6月28日からは、シンガポールにおいてプライマリー上場している外国会社についても、これらの義務から免除されることとなりました。

以上のとおり、外国会社に課された名簿に関する義務が一部の会社（上場会社等）については免除されることとなりました。一部企業にとってはシンガポールにおける管理コストの削減につながり得るものであるため注目に値します。

（ご参考）

本レター第139号（2022年6月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064989/20220620-023853.pdf>

### **②：業務委託先によるデータ漏洩に基づき委託者に罰則が科された事例**

2023年6月22日、シンガポール個人情報保護委員会（「PDPC」）は、データ漏洩事案（Fullerton Healthcare and Agape CP Holdings case）について、新たな決定を行い

## MHM Asian Legal Insights

ました。本事案は、Agape CP Holdings 社（「Agape」）が、Fullerton Healthcare 社（「FHG」）の提供する医療サービスを利用する患者の予約をサポートするシステム提供の業務（「本業務」）を行っていたところ、Agape が使用するサーバに不正アクセスがあったというものです。FHG は不正アクセスのあったシステムやサーバを保有していたものではありませんが、PDPC は、以下のように決定をしています。

- FHG のデータ仲介者（data intermediary）として Agape が存在していても、データ管理者（data controller）である FHG は、FHG 自身が個人情報を管理している場合と同様の PDPA 上の義務を負う。
- データ管理者とデータ仲介者の関係について、データ管理者は個人情報の保護について監督的・一般的な役割を有している一方で、データ仲介者は個人情報を直接保有又は管理する者としてより直接的・個別的な役割を有している。
- FHG は Agape の個人情報処理について合理的な監督を行う義務を負うことになるところ、本件では、FHG は、Agape を本業務の発注先として選定するにあたり、事前にハイレベルな IT デュー・デリジェンスを実施しており、また FHG・Agape 間の契約書では Agape に PDPA の遵守を義務づけていたものの、FHG は Agape による個人情報の取扱いを定期的に監督することを怠っていた（特に Agape から更に再委託先・第三者のデータへのアクセスが必要であるという点について適切な事前の質問・確認がされていなかった。）。

PDPC は、この監督の懈怠により FHG が必要な措置を Agape に命じることができなかったことを捉えて、FHG にデータ管理者としての義務違反があったと判断し、58,000 シンガポールドル（約 600 万円）の罰金の支払いを命じています（なお、Agape には 10,000 シンガポールドル（約 100 万円）の罰金が命じられています）。

上記のとおり、本決定は第三者に個人情報の処理を委託していた場合の具体的な監督義務の内容について一定の踏み込んだ判断をするものです。具体的な事案の個別事情に基づく判断ではありますが、個人情報の処理を第三者に委託する場合には、契約上必要な手当てをするだけでなく、契約期間中に亘って継続的に個人情報処理の状況をモニターしていくことが求められることを示唆するものといえそうです。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣  
☎ +65-6593-9467（シンガポール）  
✉ [reiji.hosokawa@mhm-global.com](mailto:reiji.hosokawa@mhm-global.com)

弁護士 内田 義隆  
☎ +65-6593-9463（シンガポール）  
✉ [yoshitaka.uchida@mhm-global.com](mailto:yoshitaka.uchida@mhm-global.com)

## MHM Asian Legal Insights

### 4. タイ：証券取引委員会によるデジタル資産（Digital Asset）のステーキング・サービスに関する規制の改正

証券取引委員会（「SEC」）は、近年、投資家の利益を保護する観点から、デジタル資産に対する規制を強化してきました。

その規制の一環として、デジタル資産事業者（Digital Asset Business Operator）は、顧客のデジタル資産のカストディアンとして、顧客のデジタル資産について、認可を受けたデジタル資産ファンドマネージャー（Digital Asset Fund Manager）によるデジタル資産の投資に預託する場合を除き、他者又は顧客自身が利益を得るために利用することや、デジタル資産の貸出しを目的とするカストディアンに預託すること（「ステーキング・サービス」）が禁止されていました。

#### (1) ステーキング・サービスに関する規制の例外の導入

このステーキング・サービスに関する規制について、SEC は、以下の例外を導入することを発表しました。当該例外は 2023 年 8 月 30 日から効力を有します。

- (a) 顧客のデジタル資産の管理が、利益を提供するコンセンサス・メカニズム（Consensus Mechanism）の一部であり、デジタル資産事業者がそのコンセンサスのためのブロックチェーンの開発者である場合
- (b) ブロックチェーンの分岐プロセス（すなわち、ハードフォーク若しくはソフトフォーク）から利益を得る場合、又は、デジタル資産事業者自身が提供するデジタル資産報酬（エアドロップ）から利益を得る場合

#### (2) ステーキング・サービスに関する新たな規制の導入

SEC は、上記(1)と同時に、このステーキング・サービスに関する規制に関連して、デジタル資産事業者に対して、新たに以下の行為を禁止する規制を導入することも公表しました。

- (a) 顧客に対して、ステーキング・サービスを受けることを申し出ることや、預託に対するリターンを約束すること
- (b) 顧客に対して、他者が提供するステーキング・サービスを受けるように、促進又は支援すること
- (c) 不特定多数の者に対して、他者が提供するステーキング・サービスを受けるように、広告又は勧誘を行うこと

タイは、これまで積極的にデジタル資産の整備に取り組んできた一方で、近年、デジ



## MHM Asian Legal Insights

タル資産に対する規制も強化されてきており、今後も、タイにおけるデジタル資産に関する政策の動向に注意していく必要があります。

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン  
☎ +66-2-009-5152 (バンコク)  
✉ [panupan.u@mhm-global.com](mailto:panupan.u@mhm-global.com)

弁護士 千原 剛  
☎ +66-2-009-5079 (バンコク)  
✉ [go.chihara@mhm-global.com](mailto:go.chihara@mhm-global.com)

## 5. ミャンマー

### ①：ミャンマーに対する経済制裁等の動向アップデート～米国による追加制裁の発表

2021年2月1日のミャンマーにおける国家緊急事態宣言発出後の対ミャンマー経済制裁の概要については、本レター第121号（2021年2月号）以降の各号においてお伝えしたとおりです。本稿では、その後の米国による対ミャンマー制裁についての続報をお伝えします。

米国財務省外国資産管理室（「OFAC」）は、米国時間2023年6月21日、ミャンマー国軍の指揮監督機関である国防省（Ministry of Defense）、国営銀行であるミャンマー外国貿易銀行（Myanmar Foreign Trade Bank：「MFTB」）及びミャンマー投資商業銀行（Myanmar Investment and Commercial Bank：「MICB」）を、米国による資産凍結措置の対象者（Specially Designated Nationals and Booked Persons）のリストに追加しました。

MFTB及びMICBについては、これらの銀行を通じた取引により、ミャンマーの国営企業が外国企業との間で外貨建てでの決済を行うことが可能となっていた状況があります。OFACはこのような状況を問題視し、①ミャンマーの主要な外貨収入源と見られているミャンマー石油ガス公社（Myanmar Oil & Gas Enterprise）をはじめとしたミャンマーの国営企業による外貨の獲得と、②国防省等による軍事関係物資の輸入時における外貨建て決済のためのルートを遮断することを、今回の制裁指定の目的として明確に示しています。

MFTB及びMICBに対する制裁指定を受け、ミャンマー国内では、今後更なる米ドル不足が進行する懸念から、これまでも増して市中での米ドル相場の上昇がみられます。OFACの目論見どおりにミャンマー国営企業による外貨収入が断たれ、更なる外貨不足が進めば、本レター136号（2022年4月号外）以降でお伝えしてきた、ミャンマー中央銀行による外国為替管理規制が厳格化される可能性も否定できないように思われます。米国は今後も引き続きミャンマーに対する制裁を強化していく姿勢を示しており、今後も引き続き動向を注視していく必要があります。

## MHM Asian Legal Insights

## ②：倒産法の運用開始に向けたアップデート～倒産実務家監督評議会による各種委員会の設置

本レター第 126 号（2021 年 6 月号）及び第 142 号（2022 年 9 月号）においてお伝えたとおり、ミャンマーにおける会社清算手続等について規定する倒産法については、2020 年 3 月に施行されてから、投資企業管理局（DICA）への届出のための一部の様式が 2022 年 9 月に公表されたものの、それ以降も同法に基づく会社清算手続等の実施に際して必要な倒産実務家（Insolvency Practitioner）の登録が進んでおらず、法律的に有効な会社清算手続等を開始することができない状態が続いています。

そのような中、倒産実務家の登録や資格証明書の発行を所掌する倒産実務家監督評議会（Insolvency Practitioner Regulatory Council）は、2023 年 6 月 27 日付けの Notification 第 1/2023 号から第 4/2023 号において、倒産実務家資格証明書委員会（Insolvency Practitioner Certificate Committee）を含む各種委員会の設立等を公表しました。倒産実務家資格証明書委員会は、これまでペンディングのままになっている、倒産実務家の登録及び資格証明書の発行事務を具体的に取り扱う権限を有するとされています。

倒産法の施行から 3 年以上を経て、ようやく倒産実務家の登録と資格証明書の発行手続が具体的に進み、法律的にも有効な形で会社清算手続を行うことができるようになることが期待されます。

しかし、会社清算手続が法的に実施できたとしても、残余財産をミャンマー国外に持ち出すにはミャンマー中央銀行の事前承認が必要となるなど、外国為替管理関係の規制の問題が残ります。もっとも、ミャンマーからの撤退方法の一つとして会社清算が法的に有効な選択肢として採り得るようになるという意味では極めて意味のある進捗であるといえ、今後の動向について引き続き注視して参ります。

（ご参考）

本レター第 126 号（2021 年 6 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00048270/20210621-114402.pdf>

本レター第 142 号（2022 年 9 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065463/20220920-112844.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652（ヤンゴン）

✉ [takeshi.mukawa@mhm-global.com](mailto:takeshi.mukawa@mhm-global.com)

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653（ヤンゴン）

✉ [kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654（ヤンゴン）

☎ 03-6266-8566（東京）

✉ [atsushi.inoue@mhm-global.com](mailto:atsushi.inoue@mhm-global.com)

## MHM Asian Legal Insights

## 今月のコラムー4年ぶりのJ-Asia Cup ジャカルタ開催ー

アジア各国の在留邦人が参加するサッカー大会 J-Asia Cup が本年 2023 年 7 月 1 日に開催されました。J-Asia Cup は 1997 年から開催されており、第 24 回目の開催となった本大会は、ジャカルタ、上海、ホーチミン、クアラルンプール、アユタヤ、香港、バンコク、台北、広東、ヤンゴン、ハノイ、シンガポール、マニラ、北京、ソウルからの 17 チーム（ジャカルタ及び香港からは各 2 チーム）総勢約 300 人が参加しました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、2019 年に開催された中国・広州大会以降、開催されていなかった同大会ですが、サッカーに情熱をかけるインドネシア JJC サッカー一部が再開催の名乗りを上げ、同部主催の下、実に 4 年ぶりの開催となりました。



早朝から夕暮れまで続いた同大会ですが、私が所属するジャカルタじゃらんチームは、グループリーグ第 1 戦で苦戦を強いられながらも何とか引き分けで終えました。その後、続く第 2 回戦では、チームのエースからの素晴らしいアシストに助けられて、私が先制ゴールを決めることができ、その後勢いに乗ったジャカルタじゃらんチームは、無事グループリーグを突破しました。もっとも、各国からサッカーをこよなく愛する同志が集う同大会は、やはり一筋縄ではいかず、ベスト 4 をかけた試合でジャカルタじゃらんチームはバンコク JAS（バンコク）に 0-1 のスコアで惜しくも敗戦してしまいました。しかし、その後は順調に勝利を重ね、総合 5 位の結果となりました。



本大会は、10 年ぶりの出場となった Manila All Japan（マニラ）が KFS（クアラルンプール）を下して初優勝を飾り、幕を閉じました。私も決勝戦を傍で見ましたが、両チームとも一歩も引かない白熱の戦いで、社会人でもここまでやれるものなのだと言え、勇気ももらいました。

同大会後は、懇親会も参加され、アジア各国で活躍する参加者の方々との交流の場も設けられました。アジア各国の在留邦人が抱える共通の悩みやそれぞれが有する今後のビジョン等を共有し、アジア各国でのネットワークを広げる場としても活用されていたようです。

## MHM Asian Legal Insights

今回は惜しくも5位の結果で終わってしまいましたが、次回大会の優勝に向けて、これからも鍛錬を重ねていこうと思います。次回大会は、2024年にバンコクでの開催が予定されています。

(弁護士 シャハブ 咲季)

## MHM Asian Legal Insights

### セミナー・文献情報

- セミナー [『企業における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務』](#)  
開催日時 2023 年 7 月 26 日（水）14:00～16:00  
講師 田中 浩之  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー [『海外移住の最新実務～シンガポールにおけるファミリーオフィスやビザ実務の最新動向を踏まえて～』](#)  
開催日時 2023 年 7 月 28 日（金）16:00～17:30  
講師 酒井 真、間所 光洋、加藤 賢治、山川 佳子  
有馬 潤（パラリーガル／シンガポールオフィス）  
主催 森・濱田松本法律事務所  
【お申込みに関して】  
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております。  
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。
  
- セミナー [『第 5179 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「任期付経験者が語る M&A に伴う企業結合審査の内容と実務対応」』](#)  
開催日時 2023 年 8 月 8 日（火）13:30～15:30  
講師 柿元 将希  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー [『第 5181 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ChatGPT 等の「Generative AI」を金融機関が活用する際の法律留意点～大規模言語モデル・画像生成 AI 等、有効活用のポイント～』](#)  
開催日時 2023 年 8 月 10 日（木）13:30～15:30  
講師 田中 浩之  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- 本 『ChatGPT の法律』  
出版社 株式会社中央経済社  
著者 田中 浩之（共著）

## MHM Asian Legal Insights

- 論文 「パネルディスカッション ChatGPT と生成 AI に関する法的倫理的課題」
- 掲載誌 NBL No.1245
- 著者 田中 浩之

### NEWS

- Asia Business Law Journal による Japan's Top 100 Lawyers 2023 にて当事務所の 15 名の弁護士が選出されました

Asia Business Law Journal 誌による Japan's Top 100 Lawyers 2023 において、当事務所の以下 15 名の弁護士が選出されました。

- ・竹野 康造
- ・佐藤 正謙
- ・三浦 健
- ・藤原 総一郎
- ・棚橋 元
- ・高谷 知佐子
- ・石綿 学
- ・大石 篤史
- ・小澤 絵里子
- ・小林 卓泰
- ・鈴木 克昌
- ・尾本 太郎
- ・青山 大樹
- ・江平 享
- ・大西 信治